

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ

在イスラエル日本国大使館

2020年3月17日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 3/17

- 3月17日、イスラエル当局より以下の追加の感染防止措置が発表されました。
- 今後も更なる追加措置がとられる可能性が考えられます。既に実施されている措置の詳細確認とともに、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

(追加となった措置)

1 行動制限措置の主な内容 (イスラエル保健省発表)

- ・ 在宅勤務が困難な業務、食料品及び医薬品の調達、医療機関の受診等の真にやむを得ない用件を除き、外出はしないこと。子連れの家族又はペット連れの個人の外出を除く
- ・ 公園、運動場、ビーチ、プール、図書館、スポーツ施設、博物館、美術館、国立公園 (自然保護区)、庭園及びその他の公共施設への訪問は禁止
- ・ 自家用車 (私用車) での外出は1人、または、居住を共にする家族のみ同乗が認められる (緊急でない治療のために誰かを移送する必要がある場合を除く)

2 上記1を受けた、公共交通機関 (鉄道、バス、ライトレイル) の運行制限の内容 (イスラエル運輸省発表)

- ・ 3月18日以降、平日 (日~木) の20時以降の運行を停止
- ・ 週末は運行せず、木曜日20時から日曜日朝までの運用を停止

【参考情報】

(既に実施されている制限措置)

- ・ 全ての教育施設の閉鎖
- ・ 飲食店の営業中止
- ・ 娯楽施設 (モール、映画、劇場、動物園、プール、スポーツジム等) の営業中止

(イスラエル保健省)

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

(イスラエル当局発表)

<https://www.gov.il/he/departments/news/?skip=0&limit=10>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>